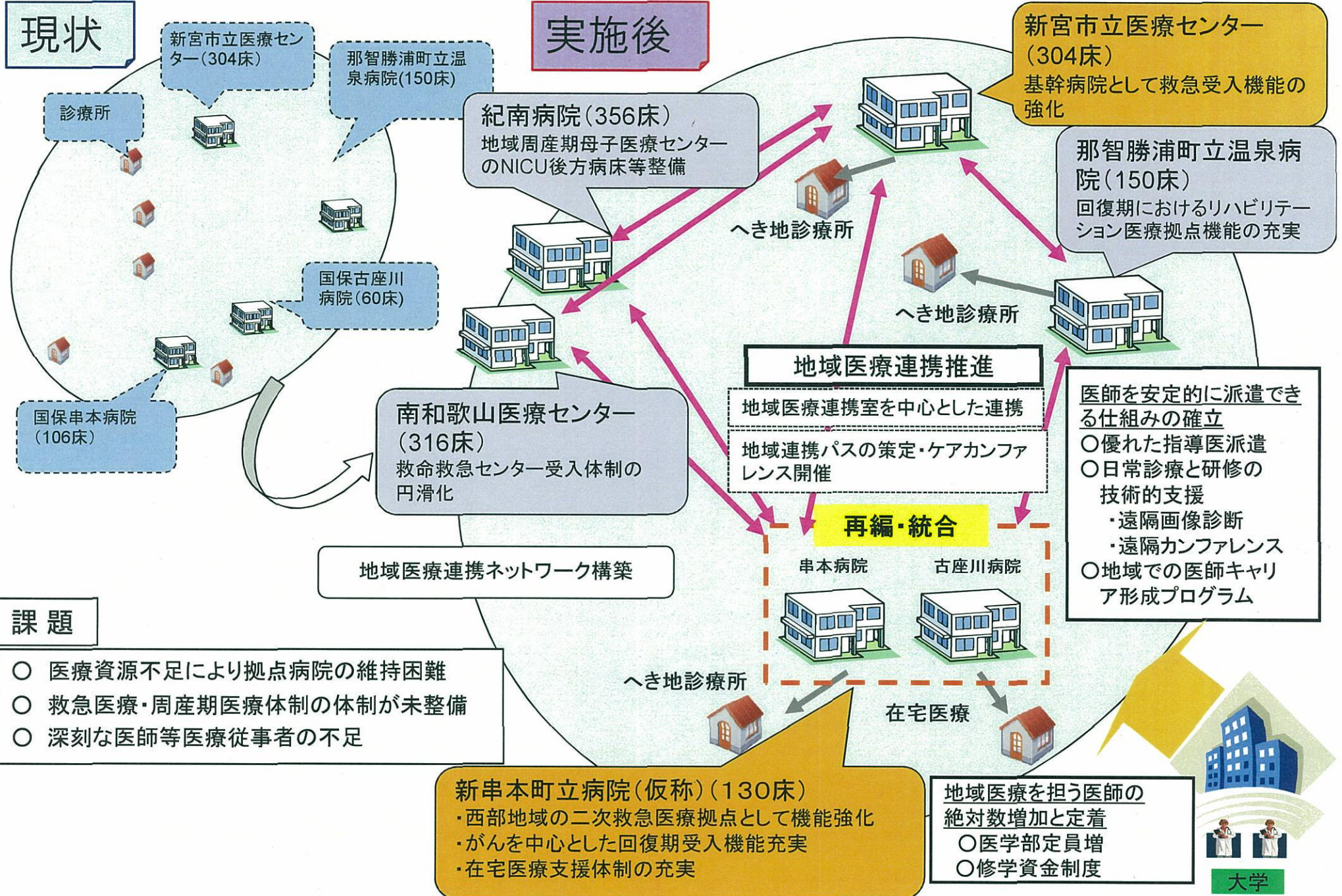


和歌山県地域医療再生計画(紀南地域:医師確保・医療連携に重点化)



新宮保健医療圏を中心とした紀南地域における課題を解決する方策

1 課題を解決する方策

- ① 課題 : 医療資源の不足により拠点病院の診療機能維持が困難な状況である。
目標 : 公立病院の機能再編と連携強化により持続可能な医療体制を構築する。
対策 : 新宮保健医療圏における公立病院の再編整備・機能強化事業(14億円)
 - (1) 串本病院・古座川病院再編整備事業は、両病院の機能を集約化し、二次救急医療体制及び回復期受入機能の充実を図るための整備に対する支援である。
 - (2) 新宮市立医療センター救急機能強化事業は、当該圏域の基幹病院として、救急受入体制を強化するための整備に対する支援である。
 - (3) 那智勝浦温泉病院連携基盤整備事業は、リハビリテーション医療に係る拠点機能の強化及び急性期医療機関との連携基盤の整備に対する支援である。
 - (4) 地域医療連携推進事業は、各公立病院に設置された地域医療連携室を中心に、地域連携パスを構築するなど、医療機関相互の有機的な連携を図るものである。
- ② 課題 : 救急医療・周産期医療について、受入件数増加等に対応出来る体制整備が必要である。
目標 : 紀南地域における救急医療・周産期医療体制を堅持する。
対策 : 救急・周産期医療体制強化事業(4億円)
 - (1) 地域周産期母子医療センター機能強化事業は、周産期医療体制を確保するため、紀南地域で唯一NICU病床を有する紀南病院のNICU後方病床整備や寄附講座の設置等に対する支援である。
 - (2) 救命救急センター機能強化事業は、救命救急センターの受入体制の円滑化を図るため、紀南地域の救命救急センターである南和歌山医療センター敷地内へのヘリポート整備に対する支援である。

新宮保健医療圏を中心とした紀南地域における課題を解決する方策

③ 課題： 地域において医師不足が深刻化しており、医師の定着を促進する環境整備が急務である。

目標： 将来にわたり医師を安定的に確保出来る仕組みを構築するとともに、地域医療を担う医療従事者の確保、連携を促進する。

対策： 1 将来にわたり医師を安定的に確保出来る仕組みの構築(6.3億円)

(1) 県立医大「地域医療支援総合センター」による地域医療支援体制整備事業は、県立医大と拠点病院等との連携により、地域でも診療と研究の両面で医師のキャリア形成が可能な環境整備に対する支援である。

(2) 平成22年度医学部定員増員及び修学資金制度設置事業は、へき地医療等に従事する医師を確保するため、医学部入学定員を増員するとともに、一定期間の地域医療従事を返還免除条件とした修学資金制度を設置するものである。

2 地域医療を担う医療従事者確保、連携推進(0.7億円)

(1) 潜在看護職員復職支援事業は、潜在看護職員を把握するシステム構築及び復職研修の実施により看護職員の再就業を支援するための事業である。

(2) 在宅歯科診療体制整備事業は、へき地を抱え高齢化が進む当該圏域において、円滑に在宅歯科診療を実施するため、必要な整備に対する支援である。

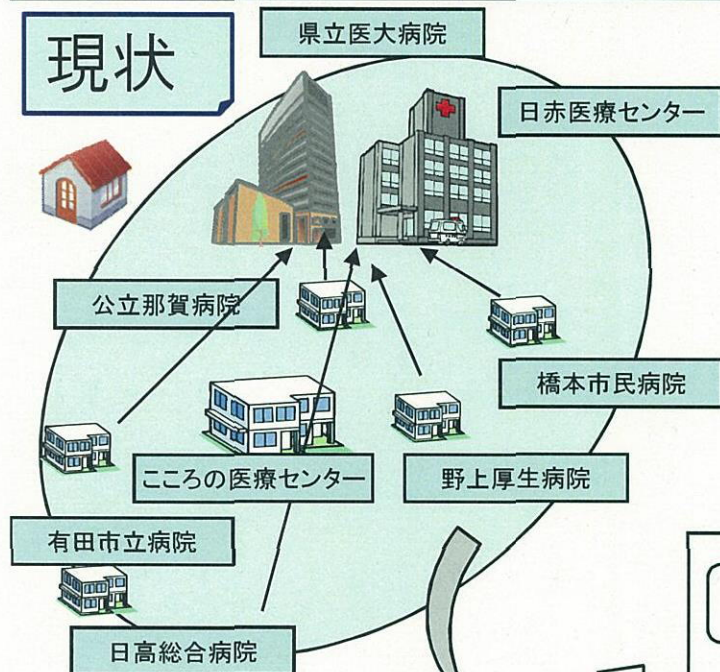
(3) 在宅医療に係る医薬連携推進事業は、無菌調剤施設を備えた基幹薬局の整備や研修、薬剤処方歴の共同管理等活用推進に対する支援である。

2 地域医療再生計画終了時の姿

医療機関の再編や機能強化・連携促進により、限られた医療資源を有効活用しつつ医療水準の向上と持続可能な医療体制を構築し、県民が安心して必要な医療サービスを受療出来る体制を堅持する。

和歌山県地域医療再生計画(紀北地域:救急・周産期医療体制に重点化)

現状



実施後

県立医大病院(800床)

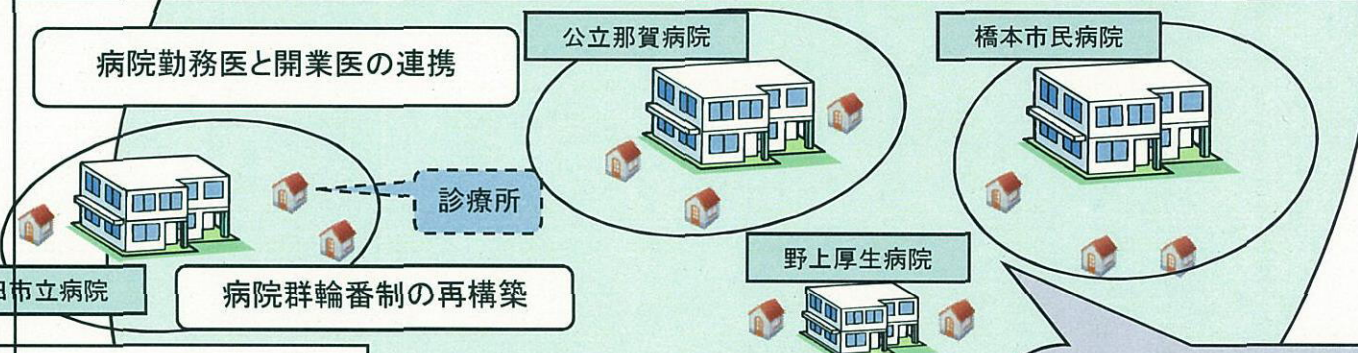
- ・救命救急センター救急外来への観察室等の整備
- ・総合周産期母子医療センターのNICU等の増床整備
- ・小児医療センター(仮称)の県内初のPICUの整備

日赤医療センター(865床)

- ・救命救急センター救急外来への観察室等の整備

- ・三次・二次・一次救急医療連携体制の確立
- ・拠点病院の救急医療機能強化と機能分担の促進
- ・周産期医療体制の強化と広域的連携体制の構築

病院勤務医と開業医の連携



課題

〈救急医療連携体制〉

- 医師不足により、中核的病院の医療機能の維持が困難
- 医師不足により、救急医療機関相互の機能分担、連携確保が不十分
- 高齢化社会に対応した精神科救急連携体制が不十分

〈周産期医療連携体制〉

- 総合周産期母子医療センター医療機能維持が困難
- 産科医不足により、周産期医療機関相互の機能分担、連携確保が不十分

県立こころの医療センター(300床)

- ・高齢化社会に対応した認知症等の診断を行う高度医療機器整備

・二次保健医療圏での医療体制の整備による連携強化

- ・公立那賀病院(304床)医療機器整備
- ・橋本市民病院(300床)ICU施設等整備
- ・野上厚生病院(307床)遠隔医療整備
- ・日高総合病院(404床)患者搬送車整備

和歌山保健医療圏を中心とした紀北地域における課題を解決する方策

1 課題を解決する方策

〈救急医療連携体制〉

- ① 課題 : 軽症患者の集中等により、大学病院等中核的病院の医療機能の維持が困難である。
目標 : 中核的病院における救急医療に係る管制塔機能の充実強化と連携体制の推進を図る。
対策 : 三次救急医療機関の機能強化及び三次と二次救急医療機関間の連携強化(12億円)
(1)救命救急センター救急外来観察室等整備事業は、和歌山県立医科大学附属病院及び日本赤十字社和歌山医療センターの外来機能強化と救急患者受け入れ等に係る管制塔機能を担うための観察室等の整備に対する支援である。
(2)転送患者等受入二次医療機関設備整備事業は、救命救急センターの観察室で診療を行った後の転送患者等を適時適切に受け入れる連携基盤を確立するため、救急告示医療機関等における医療機器等の設備整備に対する支援である。
- ② 課題 : 医師不足により、救急医療機関相互の機能分担と連携体制の確保が不十分である。
目標 : 二次保健医療圏を基本とした拠点病院等の医療機能強化と救急医療連携体制の推進を図る。
対策 : 地域救急医療機関の機能強化及び二次と一次救急医療機関間の連携強化(7.2億円)
(1)初期小児救急医療体制基盤強化設備整備事業は、「和歌山北部小児救急医療ネットワーク」の拠点である和歌山市夜間・休日応急診療センターにおいて、病院勤務医と開業医の連携を推進するための設備整備に対する支援である。
(2)地域拠点病院救急医療体制強化施設・設備事業は、各保健医療圏を基本とした広域的な医療連携体制の基盤を構築するための関係拠点病院への施設・設備整備に対する支援である。
・公立那賀病院に対するMRIなど高度医療機器の整備
・橋本市民病院に対する集中治療室(ICU)等の整備 等

和歌山保健医療圏を中心とした紀北地域における課題を解決する方策

- (3) 病院群輪番制再構築事業は、救急医療体制の脆弱な有田保健医療圏内での適切な救急患者受け入れ体制を確立するための支援である。
- (4) 拠点病院勤務医と開業医の連携事業は、那賀、橋本、有田保健医療圏における拠点病院の勤務医の疲弊を緩和するため、開業医の診療支援を得て、地域の拠点病院における救急医療体制を堅持するための支援である。
- (5) 初期救急医療体制強化事業は、橋本保健医療圏内での初期、二次救急医療体制の連携を図るため、休日急患診療所の移転整備をするための支援である。

③ 課題：高齢化社会に対応した精神科救急医療の連携体制が未整備である。

目標：急増する認知症患者等に対応できる精神科救急医療の連携体制を構築する。

対策：精神科救急医療に係るセンター機能強化と連携体制の構築(2.5億円)

- (1) 精神科救急医療連携事業は、休日・夜間の精神科救急患者受け入れの拠点病院である県立こころの医療センターに、認知症や合併症等の診断や治療・療養方針の決定を適切かつ迅速に行うための高度医療機器等を整備するための支援である。

〈周産期医療連携体制〉

① 課題：総合周産期母子医療センターの医療機能の維持が困難である。

目標：ハイリスク分娩・ハイリスク新生児等に対して、質の高い診療が効率的に提供できるよう、センターを中心とした周産期医療体制の強化を図る。

対策：総合周産期母子医療センターの診療機能強化と小児医療センター(仮称)の整備(2億円)

- (1) 総合周産期母子医療センター機能強化事業は、和歌山県立医科大学附属病院のNICU等を増床し、診療体制の強化を図るための整備に対する支援である。

和歌山保健医療圏を中心とした紀北地域における課題を解決する方策

(2)小児医療センター(仮称)整備事業は、上記病院において、胎児期から幼児期までの小児医療を一貫して総合的に提供できる機能を確保するため、県内初の小児集中治療室(PICU)の整備に対する支援である。

② 課題 : 産科医不足により、周産期医療機関相互の機能分担と連携体制の確保が不十分である。

目標 : 周産期関連医療機関の機能強化と広域連携体制の構築を図る。

対策 : 地域の分娩を行う医療機関等の機能強化と周産期医療機関の連携(1.3億円)

(1)分娩等取扱医療機関等設備整備事業は、総合周産期母子医療センター等の負担を軽減させるとともに、地域で安全に安心して出産できる医療体制を堅持するため、分娩等を積極的に取り扱う医療機関等への設備整備に対する支援である。

(2)拠点病院勤務医と開業医の連携事業は、地域の拠点病院の産婦人科勤務医の労働環境を改善し、疲弊を緩和するため、分娩を休止した診療所医師等を含めた開業医の診療支援を受けることで、適切に分娩に対応できる病診連携体制を確保するための支援である。

2 地域医療再生計画終了時の姿

当該地域の救急・周産期医療連携体制については、大学病院等の中核的病院を中心として、地域の拠点病院をはじめとする救急医療機関及び周産期関連医療機関等が各々の診療機能を充実強化するとともに、相互に補完し、広域的な連携体制の構築が図られることにより、県民が安心して暮らすことができる、将来にわたり持続可能な医療体制に転換される。